

議案第 78 号

損害賠償に係る和解について

次のとおり、町道除雪により発生した建築物損壊に係る損害賠償について和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 7 日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 和解の相手方

三朝町 個人

2 和解の要旨

町は、相手方所有の建築物について、次のとおり原状復旧するものとする。

(1) 損壊建築物

稲渡し小屋

(2) 復旧費用

101,336 円

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成 29 年 1 月 23 日から同年 2 月 16 日まで（事故発生の日は不明）

(2) 事故の発生場所

鳥取県東伯郡三朝町大字森 839 番地

(3) 事故の状況

町の職員が、公務のため町道天神住宅 2 号線を除雪車両で除雪作業中、路外へ押し出された雪が和解の相手方所有の建築物を損壊させたものである。